



茨城統計五號

卷頭言

衆議院議員の總選舉も終つた。正に突風の吹き止んだ形だ。縣下各町村の議員選舉も大体本年中に執
行される。今年は選舉の當り年とでもいはうか。

それにしても肅正選舉の趣旨が徹底した事は御同慶に堪へない。弊風の一掃は今一息といふところ。
春季調査が終るかと思ふと直ぐ夏季調査だ。統計茨城茲にありと其の成績を天下に示してやりたいも
のだ。

奉公の精神と不斷の努力とは統計調査員のモットー。確實と正鵠は其の成果である。

新緑初夏のすがすがしい姿こそ統計調査員の活躍振りを表象するものではある。

耕地統計論【4】



官計統畑長

農林省統計官 長畑健二

第六節 耕地統計に於ける單位の觀察方法

耕地大量の單位を決定し、大量の存在の時と場所とを決定すれば、次には此の大量を如何にして最も經濟的に把握するかの方法を考へねばならぬ。換言せば耕地大量の單位を悉皆洩すことなく數へ上げると共に、其の標識を誤りなく把握することが肝要である。

而して觀察の方法を具體的に述べることは、調査すべき耕地大量の意義、範圍が具體的に規定されなければ抽象的に述べることは出來ぬ。

而して耕地の統計調査に於て土地臺帳に依る第二義調査が常に問題となるから、土地臺帳に據る第二義統計調査に依つて我々は如何なる耕地統計を作成し得るかを一應研究し、次いで第一義調査に於て從來如何なる方法が採られたかを研究することとする。

土地臺帳に依る耕地統計に就て

土地臺帳は地租法 昭和六年以前迄は地租條令の定むる所により稅務署に之を備へ、左の事項を登錄する帳簿で

ある。尙之の副本は市町村役場に之を備へ付けることとなつてゐる。

- 一、土地ノ所在
- 二、地 番
- 三、地 目
- 四、地 積
- 五、賃賃價格
- 六、所有者ノ住所及氏名又ハ名稱
- 七、質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ其ノ質權者又ハ地上權者ノ住所及氏名又ハ名稱

而して元來土地臺帳は地租賦課の爲の基礎簿であつて、我國に於ける土地臺帳は明治七年乃至十四年の八ヶ年に亘つて經費三千七百萬圓を投じて之を作成したものであつて、土地に關する唯一の全國的基礎資料をなしてゐる譯である。但し土地臺帳には國有地、御料地の記載がないから、之れ等は別途の資料に依らねばならぬ。

而して土地臺帳に記載せられたる土地に付て異動のあつた際には、土地所有者の申告に依つて之を訂正する規定になつて居るのであるから、土地臺帳の作成は明治の初めであるとしても、土地臺帳に記載せられて居る事項は常に最新のものであるべき筈である。然るに實際に於ては、この申告は往々にして忘れられ勝ちである爲に、土地臺帳の記載と實地とが一致しない場合が生ずる。

又土地臺帳の作成は明治の初めであつて、我國内の一般文化の程度も低く、従つて土地測量にも缺點が多かつた事と思ふ。或は又地租額の輕少ならんことを希つて、故意に其の事實を枉げたる場合などもあつて、當初から臺帳面の記載に誤が多いものもある譯である。右の如き理由に基き、土地臺帳の記載と事實とは必ずしも一致しない事

があり得るのである。之等の點を度外視すれば、土地臺帳に依つて田畑に關する或る種類の統計を作成することが出来る。

土地臺帳に依つて作成し得べき耕地統計

(一) 靜態統計

有租地中田の面積、賃貸價格、地租、筆數

有租地中畑の面積、賃貸價格、地租、筆數

大藏省に於ては毎年一月一日現在を以て各稅務署をして之を調査報告せしめたるものを主稅局統計年報告書に掲載して居る。

而して右の田畑面積と農林省統計に於ける田畑面積とを比較するに、

有租地表	田面積	畑面積	計
(昭和九年一月一日)	二、九九六、六二八 ^町	二、八六六、九一四 ^町	五、八六三、五四二 ^町
農林省統計	三、二二五、六二八	二、八〇三、一三六	六、〇二八、七六四
(昭和八年十二月三十一日)	二、二九、〇〇〇	六三七、七七八	一六五、二二二
兩者ノ差			
有租地表	二、九七二、一二四 ^町	二、七八四、四八二 ^町	五、七五五、六〇六 ^町
(昭和二年一月一日)			
兩者ノ差			

田に於ては農林省統計は有租地表よりも二十二萬九千町歩(七分六厘)多く、畑に於ては六萬三千七百七十八町歩(二分二厘)少なくなつて居る。結局總耕地面積に於て十六萬五千二百二十二町歩だけ有租地表の方が少ないことになる。有租地表面積が農林省統計の耕地面積より尠いのは最近のみの事實ではなく、農林省統計に於て始めて耕地面積を調査した時からの事である。昭和二年一月一日の兩者の比較によく表れてゐる。

兎に角土地臺帳は元來が地租賦課の爲の帳簿であり、其の内容の變更が届出主義に依つてゐるのであるから、之に依つて信頼し得る耕地統計を作成することは望まれない。従つて信頼し得る耕地統計は、第一義統計に依らねばならぬのである。

我國に於て眞に正確にして信頼し得る耕地統計調査の行はれたのは、昭和四年九月一日現在を以て行はれた耕地調査である。耕地調査の實情に就ては後に述べることにする。而して實地調査の方法を大別して二通りとすることが出来る。

第一は對地調査方法であり、第二は對人調査方法である。

對地調査方法

耕地の對地調査方法は昭和四年の耕地調査が之を實際に採用したのである。此の方法の特徴とする所は、耕地に就て調査員が自ら之を觀察して必要事項を調査票に記入する方法である。此の方法に於ても各筆の面積を調査員が實地に測量することなどは到底出来るものではない。そこで基礎はやはり土地臺帳に依つて豫め其の面積を調査して置く必要がある。實地調査は面積に關する限り、單に土地臺帳面の記載と自己の目測に依る觀察との間に甚だしい相違がないか否かを確める程度に過ぎぬ。目測又は步測の程度で判明する土地臺帳面の誤は相當大きな誤であつて、僅少な誤は目測、步測などで到底發見出来るものでなく、正式の測量を行つて始めて發見し得るに過ぎぬ。斯る測量を今更總ての耕地に就て行ふことは困難である。各筆の耕地の面積を正確にすることは測量の問題であつて統計の直接の目的でない。統計調査の問題としては、觀念上は各筆の面積自体は別に問題にせず、場合によつては既に正確に判明して居るものとして取扱はねばならぬことも止むを得ない。併し現實の問題として、其の各筆の面

積自體が正確に判明してぬぬものとすれば、可及的之を正確ならしむる方法を講じなければならぬ譯であつて、統計調査として行ひ得る程度の手段を講ずることは必要な事である。昭和四年の農業調査に於ては面積の調査に關しては、調査員は準備調査として土地臺帳若くは之に代るべき公簿によつて、耕地各筆の地目、段別を耕地票に記入し置き、更に實地調査に於ては面積を步測によつて一應算定することを原則とし、步測に依つて算定し難きものについては間繩、測鏈等によつて、簡易なる丈量を爲して其の面積を決定することとしたのである。この程度の實地調査によつて、面積を正確ならしめ得る程度には自ら限度がある譯であるから、耕地統計に於て面積の正否は、一に各筆の面積がどの程度まで正確に判明してゐるかに懸るものである。耕地各筆の種類、自作別等には統計調査に於ける單位觀察によつて直ちに判明する事項であるが、面積のみは測量といふ特殊の技術を要する行爲に依らねばならぬのであるから、觀察のみでは判明せぬ。

對地調査に於て各耕地を實地觀察するに際して、一筆の地と雖も之を残すことなき様する爲と、土地臺帳に於ける各筆を實地耕地と照合するの手段としては、この中間に耕地の地圖を必要とする。耕地各筆の面積に就ては大部分土地臺帳面積を借用するものとすれば、臺帳上の地番を照合するには實地耕地には地番を表示してないから、地圖によつて各地番の位置を確めるより方法はない。この爲に對地調査に據れる農業調査に於ては、調査員に市町村備付けの字限繪圖其他適當なる地圖に基いて複寫又は略圖を作製することを命じたのである。耕地圖の使命は土地臺帳と實地とを連絡することに在る。従つて始めから土地臺帳を全然離れて實地の調査のみを以て行ふと云ふのであれば、耕地圖などを豫め作つて置くことは無意味である。この際には實地の耕地と調査票とを連絡する意味に於て、耕地に立札をしてそれに調査票の番號と同一番號を表示して置くこととするか、或は實地調査の結果による地圖を作成して地圖上に於て調査票と實地との連絡を圖ることを考へねばならぬ。

對人調査方法

調査の單位は耕地であつても、耕地は結局之を所有する者であり、又之を耕作する者が存在する。耕地が社會大量にして自然科學的事象と異なる所以である。其の存在が社會に制約せられ、社會によつて規定せられるが故に、耕地は之を統計として取扱ひ得るのである。そこで耕地の統計を作成するに就ての實地の單位觀察は、常に必ずしも所謂調査員に委する必要はない。對地主義の調査方法に於ては、調査員は直接土地に就て自ら單位觀察をなす事を本旨とするものであるが、對人調査に於ては調査員は直接單位たる耕地に就くことなく、耕地と密接なる關係ある者——多くは直接の經濟的支配關係を有する者、即ち所有者又は經營者——を通して之を調査することとなる。耕地の所有者或は經營者に單位の觀察を行はしめ、之に調査票作成の義務を課するのである。この方法に於ては所有者又は經營者が觀察者となる結果、單位の實地觀察者が調査員の場合より非常に増加する結果、其の觀察は對地調査に於て調査員が直接耕地に就く場合よりも綿密に觀察が行ひ得る可能性が一面に於て増加すると共に、又耕地に對する利害關係も調査員よりも密接なる者である關係上、其の調査事項の内容を知悉する程度が大なるものと謂はねばならぬ。従つて此の調査方法の下に於ては、調査員は其の耕地所有者なり經營者なりを、洩れなく探出すことに意を注げばよい譯であるから、調査員としては對地調査よりも却つて樂な場合が多い。併し耕地所有者なり耕地經營者なりが、其の自己の耕地に就て調査すべき事項の内容を正確に知らない場合に於ては勿論のこと、假令之を正確に知つてゐるにしても、課税を恐れる心理から、又は其の他の心理から、其の眞實を告げることをしてない場合に於ては、此の調査方法では信頼すべき結果を得ることは困難である。

更に耕地を對人調査に依る場合の技術上の困難な點は、其の申告者を耕地所有者にするとして、其の所有者と其の所有耕地との存在場所が一致して居らぬ場合の往々存することである。

某町村の耕地を所有する者が常に必ずしも其の町村に住居しない事があり、又其の所有耕地は各地に散在する場合も多いことである。屬地主義に依つて、地區内に存在する耕地を調査するの建前に於ては、對人調査即地主に就

て調査する方法は前述の點で却つて不便を感じる。此の點は地主に就かず耕地の經營者に就て調査するに於ても、其の程度には幾分の相違はあるにしても同一腦みがある。

經營者の場合に於ては所有者の場合と異り、其の經營地との距離には大體限度が存在する。往復に一日以上を費す距離などは考へられない。此の點に於て町村を區域として考へれば、其の交錯の程度は大部分隣接町村位のものであらう。

従つて對人調査に依つたものから屬地主義の結果を得る爲には、調査票を調査員間に於て相互に交換する必要を生ずる。

甲村の居住者Aが、乙村の土地Lを耕作する場合に於ては、甲村に於てAに依つて申告されたL耕地の分は之を乙村に送付することによつて、乙村に於ては始めて乙村の耕地を洩れなく調査した事となる。

統計事務不振の

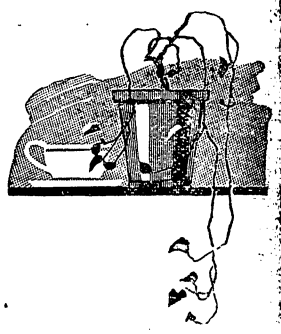
五十七ヶ町村を招集

縣で特別指導を試む

昭和十一年度統計事務監査の結果に鑑み、其の事務の内容並調査員の活動不振なりしものある町

村に對しては縣は本年も特別指導を行ふこととし、四月初旬より二十九ヶ所に最寄五十七ヶ町村を招集することとなり、既に十八ヶ所四十ヶ町村の指導を行つた。残りの十一ヶ所十七ヶ町村は衆議院の總選舉に依り五月に延期されたが之も五月六日より十日迄に行はれた。

統計模範町村視察記 (十四)



小栗調査の完成に 補助簿を持つて現地へ

主任、調査員、區民の名トリオ

新治郡藤澤村へ

雲ふかくかくれし影は今もなほ

さやかに残る藤澤の水

建武中興の昔藤原藤房卿が藤澤城に隠れて勤王の士を糾合した事蹟は、今も尙ほ新治郡藤澤村に残る藤房卿の遺髪塚や同村神宮寺にある藤房卿の眞筆によつて我々の血を湧かすに充分である。そして藤澤村にある來栖姓は志賀重昂氏の説によれば京畿にあつた土蜘蛛の一族で藤房卿の從者として此地に來た來栖主計の遺族であるとされてゐる。

この史蹟に富む新治郡藤澤村は今統計の模範町村になつてゐる。記者は四月十日こゝを視察する爲に土浦驛から北條行のバスに乗つた。眞鍋臺から畑の中を幾うねり、雨あがりの麥畑は一きは生氣に満ち、窓に迫る筑波は霞が、つてゐる。

小さな坂を登りつめると左側にモダンな二階建がある、玄關前には何本かの棕櫚まで植ゑられて田舎には珍らしい構えである、自動車が行くと車掌嬢は

「藤澤村役場前で御座います」

と記者に聲をかける。土浦町から約二里とは聞いたが兎に角藤澤城趾と藤房卿の遺跡とを除けば之ぞといつて取りたて、名も知られない藤澤村役場としては餘りにもハイカラな構造なのに一寸面喰つた。事務室もすつかり椅子テーブルで都會地に出しても遜色のないものである。受付に刺を通すれば産業統計主任の來栖吉一氏が早速現はれて

先日は失禮を致しました、さアどうぞ。

と案内をする。新築間もない役場には新しい木の香さへた

◇……◇
應接室にはテーブルにソファまで整つてゐる。
大層立派な構造ですな、

と助役淺野彌一郎氏にお世辭ならぬ實感をいふと、淺野助役は
どう致しまして、唯新しいといふだけで極くお粗末なものです。何しろ豫算がないので思ふ様な建築も出来ませんでした。併し幸な事には昭和十一年四月に竣工しましたので、安い最中でしたし村の人が奉仕的に引受けて呉れましたので百四坪二階建が僅か六千圓ばかりで仕上りました。材料なども御覽の通り丈夫一式で現在では餘程かゝりませう。と階下の事務室、二階の會議室や控室の説明までして呉れる。そこへ村長藤田良之助氏が來られて初對面の挨拶を交はす。小使さんが濃茶を運んで來たのに喉をうるほし乍ら來栖書記が持つて來た事務簿を一覽する。

◇……◇
事務簿の初めには
本村は新治郡の西端陸前濱街道より西方里餘にして下館より銚子街道の要路にあり、東は都和村及び土浦町に接し、南方は櫻川を隔て、中家、榮の兩村に接し、西南は斗利出村、北は山ノ莊に接す、東西一里十七町、南北三十二町、面積千百十町五反三畝十九歩、筑波鐵道、バス、櫻川舟筏

八圓宛になつて居ります。それで調査員の方々にもお氣の毒なので何とか奨励の方法を講じなければならぬと考へ昭和五年から花見頃を見計らつて調査員懇親會を開催して慰勞かたぐい意見の交換をする事になりましたと統計の改善發達に關する苦心談に移る。

◇……◇
最初の頃は役場で各統計調査員の成績表といつたものを作つて懇親會の時に發表したのだ相だが之は不成績な者にとつては非常に迷惑な話で却つて反感を招く嫌があるので今は之を廢して調査員がお互に一年間の成績を見せ合つて自發的に改善方法を協議し合ふ、自省して發奮するといふ仕組にして居る相である、來栖統計主任、藤田村長の話に次いで統計規則の改正當時は各個調査員を自分から督勵して歩いたものですが今では調査員の自發的努力と仕事に馴れて來た關係からすつかり改善されました。私は自分で調査員を兼ねて居りますが



眞實說明
（前列右から）來栖吉一、統計主任、藤田良之助、村長、後列右から）淺野彌一郎、助役、小松崎廣吉、書記、中元義、田中、役入、收平、郎五、端、書記、廣崎、松小、手技、林、農、郎、次、勇、田、富、記、書、函、之、親、田、儀、（ら、か、右、つ、向、列、後）
長村助之良田藤・任主計統一吉栖來（ら、か、右、つ、向、列、前）
林農郎次勇田富・記書函之親田儀（ら、か、右、つ、向、列、後）
雇義元中田・役入收平郎五端・記書吉廣崎松小・手技

の便あり、明治初年土浦藩に屬し、四年土浦縣の管轄となり、同年新治縣に屬し、八年茨城縣、十三年郡區編制により藤澤、大畑二村に分離し、十七年戸長役場を藤澤に置き二十二年藤澤村となる。
と記してある。大字は藤澤、大畑、上坂田、下坂田、虫掛となつて居り近年頗る有名となつた土浦の櫻が櫻川堤を縫つて虫掛にまで及び花見の舟はこゝと土浦の間を流して春の歡樂に浸るのである。記者も屢々花を探ねて虫掛の堤防を逍遙した記憶を呼びもどして感慨に耽つた。

◇……◇
藤澤村の本年度豫算は二萬五千三百五十五圓で教育費が半額以上の一萬三千七百十六圓を占めて居る。之は南北に狭く東西に長いといふ地形上から藤澤尋常高等小學校、下坂田尋常校、虫掛尋常校と三つの學校を經營して居る爲といふばかりではなく縣下各町村とも殆んど同じ様な状況で止むを得ない事であらう。それにしても統計費などは勸業諸費の款に屬して僅かに二百九十八圓を計上してあるばかりである。

こんな小額でよく統計模範村として令名を馳せるに至つたのかといふ疑問に對して藤田村長は
統計費は藤澤村ばかりでなく恐らく縣下各町村とも此の程度で御座いませう。調査員の手當も昭和二三年の頃は二十圓宛支給して居りましたが現在は米生産調査費を合せて十

調査の實際に自分が當れば調査員の苦心や氣持もよく判り改良すべき所も明かになるので調査員として苦樂を味ふ事が出來て非常に利益です、自分の

體驗から農業調査原簿から小票に地番、反別、作物の種類、作柄等を小票に記入して現地調査に臨むのですが現地で直接小票へ記入するといふ事は仲々六ヶ敷いので小票の補助簿といつたものを作つて之に記入しそれを檢討することにして居ます。と調査に従事した體驗から案出した小票の補助簿に就て細々と説明をする。

◇……◇
藤澤村役場の陣容は在職十二年に及ぶ藤田村長の下に勤続二十七年といふ助役淺野彌一郎氏が戸籍事務を擔當し二年前から就任した收入役嶋五郎平氏が會計を受持ち稅務の書記飯田親之丞氏と兵事庶務の書記小松崎廣吉氏が何れも勤続二十年、統計産業を分擔

する來栖書記は十七年といふ長い間事務の刷新と調査員の訓練指導にたづさはつて居りその外に雇田中元義氏がある、統計調査區は十三になつて居り調査員は十六年勤続者が一番多くて九名、九年及び六年勤続者が何れも二名宛で異動が少いだけに訓練も行届いて居り従つて実績もあげられてゐる譯で其の顔觸れは左の如くである。

調査區	勤続年數	氏名	年齢
一	六	來栖 幸一郎	六〇
二	十六	吉沼 喜一郎	五七
三	十六	酒井 藤一	五二
四	十六	鈴木 廣吉	五九
五	九	來栖 吉一	四二
六	十六	柳田 長四郎	五六
七	十六	小林 太一郎	五八
八	十六	栗原 榮二郎	五七
九	十六	久家 傳次郎	五二
十	十六	中川 誠之丞	五七
十一	六	璃美 登	四〇
十二	十六	柴沼 覺之助	五七
十三	九	田中 清之助	六二

現在の藤澤村は戸數六百六十五戸で之を業態別に見れば農

業四百三十五戸、工業三十戸、商業七十五戸、交通二戸、公務及び従業十三戸、其他百五戸、無業五戸で人口は三千六百十五人(男一千八百四十四人、女二千八百一人)本籍人口は四千九十二人である、之を昭和元年と對照すると現在人口三千五百四十四人(男一千七百五十八人、女一千七百八十五人)本籍人口三千七百八人で本籍人口が三百餘人を増して居るのに現住人口が七十一人より増して居ないのは土浦、眞鍋兩町が近いので職場を求めて去り行く人が多い爲ではあるまいか、従つて耕地面積を見るのに昭和元年には田二百八十四町九反歩、畑三百八十四町五反歩であつたものが昭和十一年度には田が二百八十三町二反六畝二十三歩、畑三百七十六町六畝四歩と何れも減少し之に反して山林は元年の三百二十町四反歩から現在は三百三十三町八畝二十三歩と十三町餘も増加してゐるのである。今から約十年前には乳兒の死亡率が非常に高かつたので之には何か原因があるだらうとわざ／＼縣から調査に出かけた程で當時は確かに村民のうちに弊風があつたが縣の調査によつてそれが突止められてから矯正に努めた結果今ではその弊風も跡を絶つに至つたといふ話さへ傳はつてゐる。

産業といへば工業に屬する醤油醸造が十一年度に三千二百石(八萬六千四百圓)を數へ得るだけで其他は悉く農産物であ

る。その總額は二十九萬六千二百三十二圓に達して居りその外に三百十五戸の養蠶家から春繭一萬四千四百七十六貫(七萬二千八百二圓)夏秋繭一萬九千三百六十九貫(八萬六千二百二十七圓)をあげてゐる。今農産物を種類別にすれば

- 米八千二百五十六石(水粳六六五
- 五石、水糯五三石、陸粳七四一石
- 陸糯八〇七石) △麥(大麥七九二石、小麥二〇二四石) △大豆三百五十七石 △小豆十二石 △蕎麥九石
- △甘藷五萬四九貫 △馬鈴薯二萬三百四十貫 △菜種七石 △莢豆六石
- △穉元四石 △胡瓜三千八百三十三貫 △セロリ二千九百三十貫 △南瓜一千三百五十五貫 △茄子一萬一千五百三十三貫 △蕃茄九百八十四貫
- △大根二萬九千六百八十六貫 △人蔘三千十八貫 △牛蒡五千四百五十二貫 △里芋一萬一千四百六十七貫
- △葱五百四貫 △漬菜一萬一千四百六十七貫

といふ數字を表はして居り價格の上



藤房卿遺髮塚

から見れば米が二十二萬七千五百五十六圓を占め其他は合計しても僅かに六萬八千餘圓に過ぎない状態である。産業といふ方面からばかり觀察すれば餘り恵まれた村といふ譯にはいれないが今年縣から經濟更生指定村に指定されたので之から具體的の更生策を樹立して産業の開發と村民の經濟的な發展に邁進する筈である。

視察の時間も大部経過したので役場を辭さうとすると藤田村長が頻りに藤房卿遺髮塚を見て御歸りなさいと勸めて呉れ淺野助役と來栖書記が道案内をしようといふので役場前で記念の撮影をしてから藤澤城趾と藤房卿遺髮塚へ向ふ。宿外れから小高い丘に上るとそこが藤澤城趾である。小田佐竹兩家がこの城をめぐる抗争時を久しうした元龜天正から慶長年間に亘る往時を追想して城趾に行けば遙か櫻川のほとり虫掛の堤防に咲く櫻は正に満開、菜種の黄と麥の青と點綴して藤澤城の昔と現實の情景と相錯綜して感慨無量なる

ものがある。老松のもとに小さな碑がある塚こそは藤房卿の遺髪塚である。その撮影をして歸りを急げばまだバスの来る迄には餘裕があるといふので第一區調査員來栖幸一郎さん方を訪れて小票調査の補助簿に就て見聞する。調査原簿によつて小票様式の各欄を簡単に作りあげたといへば間違はなく現地で直接小票に記入するところを補助簿によれば汚損や誤記を少しの手数で免れ得るので實地調査には至極便利なものである。來栖調査員は

私などは年寄で實際仕事も出来ないし何遍か辭めやうと思ひました。が役場の主任さんが一生懸命激勵して下さるのと近頃は區内の皆様も調査季節になると「何時調査に来るか

ね」と聞かれ、進んで正確な材料を出して呉れるので興味
が湧いて自然に引摺られます
と沈懐してゐた。指導監督の地位にある統計主任と實際仕事を
する調査員と區民村民の斯うしつくりしたトリオこそは統計
調査の完成を齎す礎ではあるまいか。

綺麗に刈り込んだ來栖調査員方の植込みに斜陽が照り初め
た。話はまだ「盡きない、實際の調査や指導についても色
々参考になる事を聞きたかつたが丁度土浦行のバスが來たの
で惜しくも別れを告げて車中の人となつた。

寄贈圖書

愛知縣會社要覽	愛知縣統計課	昭和十年度日本赤十字社各病院 患者統計	日本赤十字社
府勢要覽	東京府	總務月報(昭和十二年一月分)	商工大臣官房統計課
高知縣勢要覽	高知縣	統計三月號	千葉縣統計協會
鳥取縣勢要覽	鳥取縣	いしずる三月號	福岡縣統計協會
埼玉縣勢要覽	埼玉縣	靜岡縣勢要覽	靜岡縣統計課
昭和十一年商統計表	農林大臣官房統計課	統計時報第六十五號	内閣統計局
昭和十一年米統計表	全	浪華の鏡三月號	大阪府統計協會
昭和十一年米統計表	内閣統計局	昭和十一年千葉縣米統計	千葉縣總務部
昭和十一年米統計表	北海道統計協會	昭和十年千葉縣統計書	全
北海道統計第四十六號	岩手縣統計協會	滿洲帝國民政部第二次統計年報	民政部
統計界二月號	樺太廳	佐賀縣勢要覽	佐賀縣
昭和十一年國勢調査結果報告	資源局	千葉縣勢要覽	千葉縣統計課
資源第三號		三重縣勢要覽	三重縣統計課

統計調査の成績如何は

調査員の精神と努力に依る

弘經寺や累の遺跡を探る

結城郡豊岡村

そここゝに櫻を眺め乍ら土浦驛から水海道へ通ふ乗合自動車は常總の野を走り、農業祭の準備に忙がしい水海道驛前へ着いたのは四月十二日午前十時に間もない頃であつた。待つこと十分ばかりで元三大師へ行くバスが出た。街をはづれて豊水橋を渡ると結城郡豊岡村である。大きなお寺の前へ行く

い縁故があるお寺なのである。報恩寺の右手に古い平家があつて門柱に判然と讀めない程に

結城郡豊岡村役場

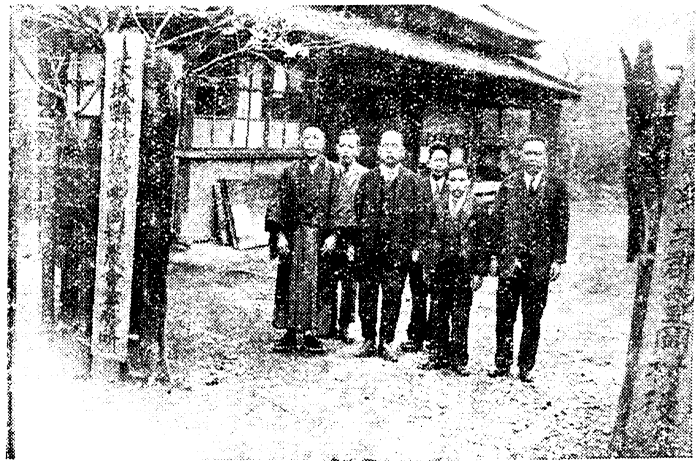
と降ろされる。報恩寺が馬鹿に大きいので其の入口のところにある豊岡村役場が目だないのである。明治八年五月七日此の地が千葉縣から茨城縣の管轄に入り區抜所から明治十二年二月戸長役場が設けられた時には一軒を構えた譯ではなくこの報恩寺に役場を置いたといふ由緒のあるお寺で豊岡村と此の地を命名したのが明治十九年七月十八日でその後自治制が施行され村役場が初めて設けられた時も引續きこのお寺を借りて事務を執つたといふ豊岡村といふ名前よりも遙かに古

と書いてある。椽側から刺を通すれば顔見知りの中島良平書記が快く迎へて呉れる。事務室には流石に椅子テーブルが並べられて居るが隣りの部屋は疊敷で將棋盤などが置いてあつたり鴨居には表彰状が額に入れられてあるあたりは田舎々々しい感じを起させる。記者が中島書記と話をしていると洋服に下駄穿きで自轉車を役場の庭に乗りつけた中老の紳士が來た。村長飯田貞一さんで挨拶を簡単に済ますとテトブルに向つて一わたり書類に目を通しバットに火をつける。中島書記は色々な書類を取り出して先づ豊岡村の現状から説明をする。豊岡村は結城郡の南端にあつて飯沼、横會根、報恩寺、古新田の四字から成り地形は長方形で南北六軒、東西四軒、周

園が十六軒余ある。東は鬼怒川を隔て、水海道に對し南は仁連川が北相馬郡坂手村の境をし西は仁連川を隔て、猿島郡菅原村、大花羽村に連接してゐる。地勢は概ね平坦で東北に亘つて高地があり地味は一般に肥沃である。面積は官有地二町七反六畝十二歩その他は民有地に屬する

田百五十五町九反三畝十四歩△畑四百四町七反一畝十九歩△宅地十五萬五千二百坪△山林百三十三町三反六畝十六歩△原野三町二反八畝△池沼三反九畝一步

である。人口は本籍人口四千七百六十五人、出寄留者一千四百二十人、入寄留者百四十五人、現住人口三千四百四十四人(男一千七百六十八人、女一千七百三十八人)である。此の人口を十年前に比較すれば昭和二年には本籍人口四千六百六十五人(男二千二百七十九人、女二千三百七十六人)で現住人口では三千四百六十七人(男一千七百六十八人、女



寫眞說明 小林助役(列後)古谷收入役・田飯書記(前右から)中島書記・小田倉書記・飯田長村

一千七百三十八人)で十年前の方が却つて多かつたといふ珍しい現象を示して居るのは入寄留者よりも出寄留者の方が約十倍も多いといふ數字から見てもその原因は略ぼ察しられると思ふ。現住戸數は六百二十戸で

……其の業態別を見れば……

農業が五百戸(自作農百三十九戸、小作百三十戸、自作兼小作二百四十一戸)水産業一戸、工業二十五戸、商業六十五戸、公務自由業二十五戸、無業五戸でこのうちには農業と水産業を兼ねたり、又は商業を兼ねたりといふ副業的なものを營む家が四百二十戸ある。之等の人達によつて生産される産物は米が首位を占めて三千四百九十四石(九萬二千三百八圓)で之に次ぐものは

麥六千三十六石(八萬五千四百四十四圓) 藪一萬四千十三貫(六萬三千二百圓) 大豆一千二百二十四石(一萬八千五百四十六圓)

其他農産物三萬一千七百九十九圓、林産物四千七百四十一圓、水産物三百六圓、工産物三萬六千九百十六圓

でそのうち藪産額は春藪五千七百八貫(二萬八千二百六圓)夏秋藪八千三百五貫(三萬五千七百七十四圓)で養蠶戸數は二百七十五戸であり工産物の主なものは醤油の九百石(二萬一千圓)である。之等の村治一般は村長飯田貞一氏のもとに助役小林松三郎(庶務簿籍)収入役古谷桂次郎(會計各種団体)書記飯田章(稅務土地)書記石塚山藏(兵事學事衛生社寺)書記小田倉六一(稅務統計)書記兼技術員中島良平(勸業農會統計土木)といふ分擔によつて處理され十年度決算によれば歳入二萬三千七十四圓二十九錢、歳出二萬二千四百七十五圓五十九錢でその負擔は一戸平均三十六圓二十五錢、一人平均六圓五十三錢であり村債は道路改良の爲一千六百圓を負つて居るだけである。以上の様な村勢の計數的仕事は村内を八區に分けて統計調査員が各受持區域を分擔調査する事になつて居り現在は調査區 受持世帯數 勤続年數 氏名 年齢

一	九五	六	本	田	作次郎	六七
二	九〇	六	中	島	新三郎	五〇
三	七二	九	染	谷	政吉	六五
四	七五	六	小	林	春次	六六
五	九〇	三	荒	木	貞藏	六〇
六	八一	九	石	塚	捨吉	五三

七	四八	三	石	塚	春	六六
八	六九	三	中	島	淺之助	五二

といふ瀕觸になつてゐる。豊岡村が統計模範村となり縣下に其の成績を誇る様になつたのは調査員に對する物質的な報酬が多い爲ではない。同村の十一年度統計費豫算は總額百七十七圓で調査員手當は米生産調査の分を加へて僅か一人當十三圓に過ぎない。指導訓練會の費用も講習講話會の分を加へて五圓といふ少額に過ぎない、一度講話會を開くのに講師招聘の旅費にすら足りない貧弱なものである。そんな少額の經費に甘んじて調査員は一人平均六十九町九反一畝二十一歩、一千百四十四筆を受け持つて活動しなければならぬのである。之を見れば

……經費が足りない……

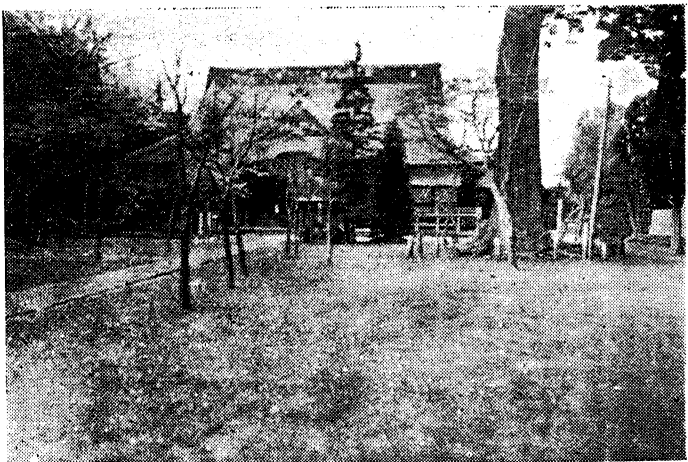
などいふ不平は問題にならず結局調査員の奉公的精神と献身的努力が統計調査の結果を左右するのだといつても過言ではない様である。豊岡村の統計成績が優つて居るといふのは勿論農林統計規則の細則を實施して居る爲ではあるが、この細則實施を適確にするのに新しい考案が案出されて居る。それは第四區擔當の小林春次さんが考案したもので昭和四年の統計調査原簿を基礎とし耕地圖と小票補助票を作つてそれによつて現地調査をするのであるが、更に字別調査補助票を一覽

表式に作つて使用する。此の方法は至極手数をばぶき實際に用ひて便利と實益を兼ねたものといつても差支はあるまい。

尊の豊岡村報恩寺は支坊となつてゐる。それがため

……七百年來の行事……

一寸考へると二度の手数を要する面倒なものと思へるが、いざ實際の調査にぶつつかると正確と敏速な調査を助ける上から見て非常に役立つものであるから未だ斯ういふ工風を試みない町村に推薦したいものである。統計調査は決して金をかけたから成績があがるものではなく全く調査員の考案努力に依るもので之を實證したのが豊岡村であるともいひ得ると思ふ。豊岡村は統計成績の優良なので名を知られて居るが一般には弘經寺や報恩寺、芝居でよくやる累の遺跡によつて記憶されてゐる。報恩寺は村役場の直ぐ隣りにあつて性信上人の開基にかゝり文化三年堂宇が建立されたのであるが慶長五年第十一代の時下妻城主の爲に本堂を焼かれ證西上人は江戸に逃れ淺草清島町に本坊を移した爲今もなほ坂東報恩寺の本坊は東京にあり御本



弘經寺の全景

として有名なお鯉開きの故事もこゝでは東京への仲介をするだけなので今年はずい／＼宮内省大膳職から包厨の達人を招いてお鯉開きの行事を信徒に公開した相である。報恩寺の寶物たる大塔宮御彫刻にかゝる陽成天皇御像も東京に奉遷されたが開基性信上人六十五歳直作の像と妹性智上人の像が安置されて居り記者も輪番長尾鳳山師、世話人荒木又之助氏の案内で之を拜觀する事が出来た。報恩寺をそ／＼に辭すると中島書記は弘經寺を案内すると勸められるまゝ二人は自轉車を飛ばす元三大師へのバスを追つて飯田憲之助君の邸を右折すると直ぐ左が弘經寺である。間口十二間、奥行十一間の伽藍は報恩寺にもまして堂々たるものである。開山良壁上人が應永二十一年の建立にかゝり寛永六年再

建されたのが現在するものである。淨土宗に屬し徳川第三代家光將軍の息女天壽院(鶴姫)の菩提所として二十五貫(百石)の領地を頂戴して南譽上人の時勅願所となつて紫衣を許された寺格からいつても立派なものである。境内には佑天上人が經文一萬遍毎に植ゑたといふ山緒のある命號櫻や竹生島から移植した孟宗林や狛が僧侶に化けて墜死したといふ傳説のある來迎杉などの名物がある、今年八十六歳になる桑原大英師は風氣引籠中だつたが記者を迎へて弘經寺の由來を細々と説明し更に累の物語を始める。累は百姓與衛門の孫で繼祖母の虐待を受け乍ら成人して仙臺の浪人と夫婦になつたのだが野良仕事の歸途夫にはかられて鬼怒川に投ぜられ悲業の最後を遂げた。その怨靈が祟つてか後妻を迎へたが生れる子は相次

いで死に與衛門は遂に發狂してしまつた。佑天上人百萬遍を念佛し累の靈を慰めたといふのであるが、弘經寺を辭したのが午後二時近かつたので淨土宗鎮西派に屬する常總觀音靈場指定第二十三番札所横曾根觀音山法性寺へは廻らずに村役場へ引上げた。

……花曇りの空は……

うすら寒く感じる程で風さへ加はつて居た。中島書記と一緒に役場で空腹を満たし丁度水海道行のバスが來たのを機会に統計模範村豊岡村の本年度統計調査の上にもた光輝ある一頁を加へん事を祈り乍ら自動車の人となつた。

◆寄贈圖書

- 統計時報 第六十六號
- 昭和十年臺灣總督府第三十九統計書
- 昭和十年人口動態統計
- 主稅局第六十二回統計年報
- 統計 四月號
- 内閣統計局
- 臺灣總督官房統計課
- 内閣統計局
- 大藏省主稅局
- 千葉縣統計協會

- 浪華の鏡 四月號
- 統計界 四月號
- 兵庫縣治一覽
- 大日本帝國臺灣統計
- 昭和十年度鐵道統計資料

- 大阪府統計協會
- 岩手縣統計協會
- 兵庫縣
- 内務省土木局編纂
- 鐵道省

然して此の一反歩收穫高を豫想する場合には、精農家、農會關係者等の意見を徴し、最も慎重に判定し、正しい調査を得るに努めねばなりません。勿論五月二十日現在であるから、其の後に來るべき被害等は豫想する必要はなく、ほんとうに五月二十日に寫眞に撮つた様に見積らねばならぬのであります。

斯うして調査したものを、役場では最も敏速に纏めて、五月二十三日迄に縣に到着する様報告するのであります。若し其の日に迄に到着せざる見込のものは、電信又は電話に依り不取敢報告せねばなりません。電信の場合には大麥田何反何石畑何反何石稈麥田何反何石畑何反何石小麥田何反何石畑何反何石と、田畑別に作付反別と豫想收穫高を記載するを要します。

尙報告書に於ける前年收穫高は、前年の實收高を記載するのですが、往々豫想收穫高を記載する向がありますか

のは管苗であります。管苗は未だ養成済にならないから調査の必要はありませんが、次年に於て養成済のものは代出として調査するのであります。

□桑 畑

(市町村報告期七月十五日限)

本表は農産物調査方法に依り調査すべきもので例へ採葉の樹齡に達しなくとも洩れなく調査されたい、畑の本畑には桑を主作物とする所謂純粹なる畑反別を、畑の其の他の欄へは他の作物例へば間作混作せられたる準桑畑を仕立方に依り夫々調査されたいのです。其の他の欄には畦畔其の他畑以外に散在するものを仕立方に依り反別を見積り掲上すべきであります。根刈とは地上一尺未満を、中刈とは同一尺以上三尺未満を、高刈とは同三尺以上を主幹とし枝條を伐採するものを謂ひ、立通とは一定の剪枝を行はざるものを謂ふもので桑葉過剰の爲め刈取ざる反別

ら注意を要します。

次に備考欄には、前年に比較しての作付反別の増減事由並に氣候の適否、施肥の多少、發育の経過及病蟲害、風水害の有無等の所定事項を記載説明することを忘れざる様願ひます。

□ナタネ作付段別並作物

(市町村報告期五月二十三日限)

本調査は麥豫想收穫高と同様に五月二十日現在を以て作付反別と前年作物に對する其の年作物の割合とを調査するのであります。調査員は此の期日以前に於て實際の作付反別を細則に示す處の農産物調査方法に基きて耕地一筆毎に實地踏査を終つて居らねばなりません、而して其の作付反別調査票を整理の上春季調査集計表を作成し示された期日に調査票と共に役所、役場へ提出すべきに付其の調査材料に依つて計上するものなれば其の作付反別は實收の反別と相違せざる筈であります。故に單なる見積りや推計に依り計上する

を立通しとするものではないから注意されたい。

□茶 畑

(市町村報告期七月十五日限)

本表は農産物調査方法に依り調査し例へ採葉の樹齡に達しないものと雖も其の反別は調査すべきもので普通採葉樹齡は四年位です。畑の欄には茶を主作物とする反別及混作間作された反別乃ち其の間に大豆、玉蜀黍等を間作する場合及桑其の他の樹木を間作混作せらるゝものと雖も茶を主作物とする限り茶畑たるべきに付注意せられたい、其の他の欄には畦畔其の他、畑以外に栽培された反別を見積り計上されたい

□春蠶豫想收穫高

(市町村報告期六月二十日限)

本表は六月十五日現在に依り、調査員が自己擔當調査區内の各飼育者を巡回して、實際の蠶作の状況を調査し、尙富業者の意見をも參酌して其の區内

様な事なき様特に注意して頂きます。

又前年作物に對する其の年作物の割合は調査員が實際の状況を巡回調査し尙精農家等の意見をも徴して其の作物の良否を決し五月二十日現在に於ける見込割合を推定するのであります。前年が不作の時でも豊作の時でも前年を一〇〇とし其の年割合を前年に比較して三割増収見込の場合は一三〇とか或は二割減収見込の場合は八〇と云ふ様に記入するのであります。から平年を一〇〇として其の年割合を決める様なことなき様特に御注意を願ひます。

□桑 苗

(市町村報告期六月十五日限)

前年六月より其の年五月に至る期間に於て苗木生産に従事した戸數を調査するのであります。苗木は養成済のもの、數量を調査するのですが、砧木又は原苗として使用した數量は調査の必要がありません、尙製表に際し注意を願ひたい

の蠶種一瓦當平均の豫想收穫量を調査し、之に掃立數量を乗じて算出するのですが、若し無收穫見込數量あるときは之を除外しなければならぬ。

前年收穫高は前年の實收高で、豫想の收穫高ではないから、誤記せざる様注意が肝要である。

□麥

(市町村報告期 七月十五日限)

麥の作付反別は、麥豫想收穫高の注意として本欄に記載の通り、農産物調査方法に依り調査するものであるから豫想收穫高の際報告したものと一致することは勿論である。若し此れが合致しないのは(一)誤算があつたとか(二)調査洩れの反別があつたとか(三)或は重複調査した反別があるとかに依るものであるが調査區が劃然と決つて居り、作付反別調査原簿や、耕地圖が作製してあるのだから、先づ(一)(二)(三)の事項は本縣内にはありよう筈がないのである

が、何れにしても反別が一致せぬ場合には、備考に、其の事由別に反別の相違を説明して貰ひたいのであります。收穫高は、田畑別に作物毎に一反歩收穫高を決定し、作付反別の右區分に依り調査したものを各々乗じて算出し其の上中下の合計を掲上して本表を作製するのであります。

尙單價は當該作物の收穫季節、即ち五六月頃の平均價格を調査し、之に依り價額を求むるのであります。

備考欄には豫想收穫高及前年收穫高に對する増減並氣候の適否以下は、豫想の場合に注意したる如く附記するのであります。

春 蠶

(市町村報告期 七月十五日限)

春蠶は養蠶調査方法に依つて、春蠶票に依り掃立數量、收繭高を調査するのであるが、課税の標準や所得の判定資料に使用せらるゝを恐れ、隠蔽する虞が尙幾分ある様であるから、調査員は此の点を充分飼育者に説明して、統計の使用目的が斯るものでなく、又全然使用し得ざることを理解せしむるに務めて貰ひたいのであります。然し

て尙養蠶實行組合や、四圍の状況等に依り觀察して、疑のあるものは一層綿密に判定して正確なものを得る様、慎重な調査を願ひたいのであります。

戸數は、其の季節に養蠶に従事した凡ての戸數を計上し、掃立數量は中途で投蠶したものでも凡て調査をし、又中途で一部を甲より乙に譲渡したとか云ふ場合には、甲の掃立數量より乙に渡した分を控除し乙の飼育する掃立數量を乙の掃立數量とし、原簿も春蠶票も之に依り正確にせねばなりません。

又收繭量は自家用も調査するもので上繭、玉繭、屑繭の三つに分ち調査するものであつて、上繭は汚染せざる完全なもので、屑繭は玉繭以外の汚れ繭とビシヨとかノビとか稱するもの全部を包含するのです。

鶏 鶯

(報告期七月十五日限)

鶏及鶯の調査は戸數及羽數は六月三十日午後十二時現在に依り産卵數は六月三十日中に産みたるものを調査するのであります。調査に際し尙左記の点特に注意を願ひます。
1 成鳥とは孵化後滿六ヶ月以上のものにして雌及雄に別ち調査するのです。



馬だけが減つて 豚や牛は漸次増す

十一年末の畜産統計に 現はれた縣下の飼養數



本縣の昭和十一年末現在に飼養されて居た戸數は牛の二萬四千九戸、馬四萬五百九十八戸、豚三萬八千八百二十七戸、羊百七戸、山羊千六百七十三戸で前年に比べ牛は三千百六十三戸(一割五分二厘)、豚は三千四十八戸(零割八分五厘)細羊は四十三戸(六割七分二厘)、山羊は三百五戸(二割二分三厘)を孰れも増し、馬のみは千三百九十戸(零割三分三厘)を減じて居る。

尙昭和十一年中に生産された頭數は牛千二百二十一頭、馬千六百頭、豚四萬六百一頭、細羊三十八頭、山羊五百二十八頭で前年に比べ牛三百六十二頭(四割二分一厘)、豚四千八百八十七頭(一割三分七厘)、細羊二十七頭(二十四割五分五厘)、山羊百五頭(二割四分八厘)をいづれも増し馬に於ては二十三頭(零割二分)の減少を見た、飼養戸數及頭數を各郡市別に示せば左の通りである。

- 2 雛とは孵化後六ヶ月未滿のものにして雌雄別の調査を要しません
- 3 産卵數は六月三十日一日の産卵を調査し之に一年の日數を乘し其の町村の一年間の産卵とすべきものに付一年の日數にて除し端數を出さざる筈なるを以て注意を願ひます
- 4 飼養戸數は羽數別に調査するので其の羽數には雛も含むに付御承知を願ひます

一反歩收穫高並單價

本期に於て製表報告すべき主なる作物の昭和十一年に於ける反當收量並單價を參考として掲ぐれば次の通りであります

穀肥用作物	反 當		如十貫匁付價格
	反	當	
大麥	二・三〇	二・三〇	一石當價格
小麥	一・三二	一・三二	一石當價格
燕麥	一・三九	一・三九	一石當價格
粟	一・三六	一・三六	一石當價格
石田	二・一五	二・一五	一石當價格
石	二・一五	二・一五	一石當價格
麥	二・一五	二・一五	一石當價格
モロシク	三・八九	三・八九	一石當價格
エンドウ	二・七五	二・七五	一石當價格
青刈大豆	三・八七	三・八七	一石當價格
他	二・四〇	二・四〇	一石當價格